

## 保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

備考1 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置が同一である場合(A)、または、使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同じ場合(B)は、所在図の作成を省略することができます。ただし、前記下線(B)により省略する場合は申請・届出書の「※保管場所標章番号」欄に旧自動車の保管場所標章番号を記入してください。

なお、警察署長が必要と認めた場合は、所在図の提出を求めることがあります。(警察署長が必要と認める場合とは、新築の住宅や付近に建物がないなど調査すべき場所の特定が困難な場合です。該当する場合はあらかじめ記載してください。)

2 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。(鉛筆、シャープペンシルは不可)

備考1 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。(鉛筆、シャープペンシルは不可)

2 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。